

会員の皆様へ!!

平成30年 5月 1日

(一社) 滋賀県トラック協会

睡眠不足に起因する事故防止対策の強化!!

国土交通省において、居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保について、トラック事業者の意識を高めるため、今般、貨物自動車運送事業輸送安全規則が改正されました。

1. 改正の概要

(1) 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正 (別添のとおり)

- ① 事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足が追加されました。
- ② 事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無が追加されました。
- ③ 運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることが追加されました。

(2) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正

- ・ 点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況が追加されました。

※ 現在使用中の点呼簿を引き続き使用する場合は、その余白部分に睡眠不足の状況について、確認した結果を記入すること

2. スケジュール

公布：平成30年 4月20日 (金)

施行：平成30年 6月 1日 (金)

<お問合せ先>

滋賀県トラック協会 適正化事業課

077-585-8080 杉本、高山

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正（平成30年4月20日公布）

（ 改正部分）

改正後	改正前
<p>（過労運転の防止）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、<u>疾病、疲労、睡眠不足</u>その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8（略）</p>	<p>（過労運転の防止）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、<u>疾病、疲労</u>、その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8（略）</p>
<p>（点呼等）</p> <p>第七条 物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>疾病、疲労、睡眠不足</u>その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p> <p>三（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（点呼等）</p> <p>第七条 物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>疾病、疲労</u>、その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p> <p>三（略）</p> <p>2～5（略）</p>
<p>（運転者）</p> <p>第十七 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 <u>疾病、疲労、睡眠不足</u>その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるとき、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>二～八（略）</p>	<p>（運転者）</p> <p>第十七 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 <u>疾病、疲労</u>、その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。</p> <p>二～八（略）</p>

この省令は、平成30年6月1日から施行する。